

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 請求人は、〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していた。
- 請求人は、〇年〇月〇日以降、C医療機関を受診し、「うつ病」と診断され、同年〇月から〇月にかけて「身体表現性障害」を併発したと診断された。請求人によれば、〇年〇月〇日の人事異動で、かつて請求人に暴行を加えた同僚が直属の上司となった直後から不眠症となり、その後同上司を含む複数の上司から執拗な嫌がらせを受けたという。
- 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 請求人

（略）

- 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの意見を述べている。

この点について、D医師は、〇年〇月〇日付け意見書（以下「第1意見書」という。）において、〇年〇月頃に請求人に睡眠障害、意欲低下、自己評価・自信の低下の症状が現れていることを根拠に、同時期に、請求人がうつ病を発病したとの意見を述べ、また、〇年〇月〇日付け意見書（以下「第2意見書」という。）において、「〇年〇月から〇月にかけて身体表現性障害を併発したと考えられる。」との意見を述べていたが、〇年〇月〇日付け意見書（以下「第3意見書」という。）では、「請求人は〇年〇月、うつ病、身体表現性障害を発病し、同年〇月から〇月にかけて、自然経過を超えて著しく悪化した。」との意見を述べている。

そこで、検討するに、第1意見書中の〇年〇月頃に請求人に現れた症状の記載は、請求人が、C医療機関を初めて受診し、D医師の診察を受けた際に、請求人自身が問診票の「眠れない、やる気が出ない、些細なことが気になる」といった項目に丸をつけ、同症状が生じたのは〇年〇月上旬と記載していたこと、及び、同医師が請求人を診察した結果を踏まえたものであったことに照らし、第1意見書の発病時期及び同時期に請求人が精神障害を発病した旨の判定は妥当と考えられる。また、第2意見書の内容は、第1意見書の内容と矛盾するものではない。しかし、第3意見書については、D医師自らが作成した第1意見書の記載内容及び上記問診票の内容と明らかに矛盾し、また、精神障害の発病時期を〇年〇月とすべき具体的な根拠や理由の説明も十分にされているとはいえない

ことから、採用することはできない。したがって、当審査会は、専門部会の意見のとおり、請求人は、〇年〇月頃、本件疾病を発病したと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①〇年〇月の同僚とのトラブル、②同年〇月の同僚とのトラブル、③同年〇月から〇月にかけての仕事内容・仕事量の変化、④同年〇月以降の上司とのトラブルを主張するので、以下検討する。

(4) (3) ①について、請求人は、〇年〇月〇日、実質的には総決起集会であった懇親会の後にカラオケボックスで行われた2次会の場で、突然Eから、「お前の態度が気に入らない。」などと言われて、カラオケのマイクで後頭部を強く殴る暴行を受けたと主張する。

この点、Fは、「1次会は懇親会といつても普通の飲み会である。出席に関しても極力出てほしいとは言ったが強制はしていない。」旨を述べ、Gは、「1次会は居酒屋で行った普通の飲み会でミーティングなどは行っていない。」旨を述べ、Eは、「カラオケは1次会の飲み会の後の2次会で、業務外の出来事である。その後、Fに報告したが、プライベートでの出来事であるから会社は干渉しないと言われた。」旨を述べており、カラオケボックスでの2次会は、任意参加の1次会である懇親会の後の私的な会合にすぎないと認められる。したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人主張の上記出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的な出来事として評価することはないと判断する。

(5) (3) ②について、請求人は、「〇年〇月〇日、請求人が契約受注を目指して営業を行っていたH社をEが訪問し、稚拙な説明をして同社役員に否定的な印象を与えてしまったことに大変な憤りを感じ、大きな精神的負担となった。」と主張する。

そこで、検討するに、〇年〇月〇日、EがH社を訪問し、その結果を請求人に伝えたところ、請求人が激怒したことが認められる（以下「Iの出来事」という。）。Eは、このIの出来事について、「H社の件については、請求人が手をつけていた会社であるが、私は同社役員とは〇年來の知己であった。同役員と

プライベートで会ったときに、同役員がH社の方針や展望を話してくれたので、その内容を請求人に伝えたところ、請求人から激怒された。」旨を述べているが、Eが、請求人に送付したメールでは、「〇年〇月〇日の時点でH社の役員から得た感触は、『会社のシステムを導入しても、H社にはメリットがない。』ということである。」旨を請求人に伝えたにすぎず、Iの出来事は、客観的にはトラブルということはできないものであることに照らし、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事の類型「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に当てはめても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(6) (3) ③について、請求人は、「〇年〇月に採用担当、出資担当兼務となり、過去に経験したことがない業務の内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となった。」と主張する。

この点、監督署長の作成した労働時間集計表は、請求人の労働時間の管理をしていなかった〇年〇月以前について、会社が諸資料を確認した上で作成した資料である「〇年〇月〇日付『賃金支払い請求書』の請求の基準となる時間外労働について」と題する文書及びその添付資料を基礎として労働時間の集計をしており、当審査会としても、その集計は妥当であると判断する。

そこで、同労働時間集計表により、〇年〇月から〇月にかけての請求人の時間外労働時間を見ると、発病前2か月目（〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで）は8時間50分、発病前1か月目（同月〇日から同年〇月〇日まで）は46時間10分となっている。したがって、当審査会としても、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事の類型「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に当たるとみると、請求人の時間外労働時間は発病前2か月目の8時間50分から発病前1か月目の46時間10分へと20時間以上増加し45時間以上となったことから、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

(7) (3) ④について、請求人は、「〇年〇月〇日、入社したばかりのJが営業担当役員として請求人の上司となるとともに、請求人に暴行を加えたEが請求人の直属の上司となり、このときから請求人は、営業先を与えないなどして孤立させられる、営業会議を廃止して営業関係の会議へ参加させてもらえなくなる、

残業を申請しても認められなくなるなど、両名から執拗な嫌がらせを受けるようになつた。」と主張する。

この点、「人事異動の件」と題する文書及び組織図によれば、JとEは、〇年〇月〇日、人事異動により、両名ともに請求人の上司となつたことは事実であると認められる。そこで、請求人が両名から受けたと主張する嫌がらせの内容についてみると、請求人は、同年〇月、会社の株主Kとのインターネット電話サービスを用いたテレビ会議へ参加することを予定していたところ、Eから、請求人が同会議へ参加することは不要であるとする旨のメールを受け、請求人は、Eに対し、請求人の同会議への参加を不要とすることは、請求人の営業エリアの侵犯である旨のメールを送付したもの、Eからは、返信がなかつたというものである（以下「K事件」という。）。請求人は、このほか、Jが、同年〇月〇日、請求人を含む会社の従業員に対し、同日の営業会議の開催を中止し、同日以降の営業会議は不定期に行う旨のメールを送付した出来事や、Jが、請求人の行った時間外労働の申請を不承認とした出来事なども主張するが、これらはいずれも発病後の出来事となる。

そうすると、請求人が本件疾病を発病した〇年〇月頃までの時点において、請求人がJ及びEから受けたと主張する嫌がらせとは、K事件のみとなるところ、上記事情を勘案すると、請求人に対する嫌がらせを企図するものであったとまではいうことができない。

したがつて、請求人の上記主張の出来事を、認定基準別表1の具体的出来事の類型「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「III」）に当てはめても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

（8）なお、D医師の第2意見書に記載のとおり、請求人が〇年〇月から〇月にかけて身体表現性障害を併発したことが本件疾病の悪化であり、かつ、請求人が〇年〇月以降に会社から種々の嫌がらせを受けたことがあったとしても、同嫌がらせは認定基準別表1の特別な出来事には該当しないと解されるから、決定書理由に説示するとおり、同悪化についての業務起因性は認められない。

（9）以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価は「弱」が2つ、「中」が1つであつて、心理的負荷の全体評価も「中」であるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは

認められないものである。

(10) 当審査会は、○年○月○日付けの「療養補償給付請求にかかる審査会申立書○」及び同月○日付けの「療養補償給付請求にかかる審査会申立書○」その他の本件公開審理が終了した後に請求人が追加して提出した資料に記載された主張を含め、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。